

# 支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局

第2号

2015. 12. 18

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

## 1月18日(月)15時から第1回裁判

大阪地裁・大法廷をいっぱいにし原告団を激励しよう

第1回口頭陳述は上山弁護団長、永井原告団長、村崎原告副団長の予定

年金支給日の12月15日、南森町交差点の銀行前で訴える永井委員長(原告団団長)



### 43都道府県・4159人が今年中に提訴の予定

各県本部の提訴もほぼ終了し、運動の中心は法廷の準備と支援を訴える運動に重点が移行します。全国では、今年中に43都道府県本部で4159人が提訴を予定しています。

大阪はいよいよ来年1月18日に第1回公判を迎えることになりました。当日は午後12時30分から淀屋橋で事前宣伝に始まり、つづいて大阪地裁南側公園での事前集会、法廷での意見陳述、グリーン会館での報告集会と、ぎっしり行動が入っています。寒風吹きすさぶ中での行動もあり大変ですが、大法廷(92人収容)を満杯にして、原告団を大いに激励しようではありませんか。たくさんの皆様のご参加をお願いします。

32人の原告団の一人、聖城雅夫さん(富田林支部)が12月18日お亡くなりになりました。故人の遺志を受け継ぎ、「年金引き下げ違憲訴訟」勝利めざしががんばりましょう。

### 2016年1月18日(月) 第1回裁判当日の行動

#### 12:30~13:00 「事前宣伝」

- ①場 所：淀屋橋東側歩道
- ②宣伝内容：宣伝車配置、ハンドマイク2台  
スピーチ、ビラ配布、署名  
※のぼりなど、裁判グッズ
- ③弁 士：原告団長、原告2人、支援者1人
- ④宣伝規模：原告団、府本部役員および各支部1人  
参加受付：組織部で担当

#### 13:00~14:20 「移動」

宣伝終了後、淀屋橋から大阪地裁南側公園に集結

#### 14:20~14:35 「事前集会」

- ①午後2時20分から集会開始
- ②その後の日程等について報告
- ③原告団長あいさつと「団結がんばろう」唱和の後、法廷に入る原告団長および傍聴者を拍手で見送る  
(傍聴者：支援する会員および各支部1人)
- ④それ以外の参加者はグリーン会館に移動

#### 14:50~ 「法廷」(約30分の予定)

- ①202号法廷に入廷
- ②意見陳述(上山弁護団長、永井原告団長、村崎原告団副団長)
- ③バーの中に入る原告(全員)

#### 15:45~16:45 「報告集会」

(グリーン会館)

(裁判終了時間によって開始時間が多少前後します)

- ①司会者あいさつ
- ②弁護団報告
- ③支援者激励あいさつ
- ④「支援する会」事務局報告
- ⑤原告団長決意表明及び団結がんばろう唱和

# 年金違憲訴訟陳述書 (Mさん)

1944年、6人兄妹の5番目として山口県に生まれました。現在71歳です。割合恵まれた環境で育ち、国立大学の理学部を卒業しました。地元企業の研究室への就職をめざしましたが、「求人要綱」には「男子学生に限る」と「但し書き」があり就職試験の機会すら与えられず、男女差別をいやというほど味わいました。高校と中学の教員免許を取ったものの、当時新規採用をしておらず、地元の教員の道も閉ざされました。

その後、地方紙の記者になりましたが、大卒者の平均賃金の8割程度の安月給でした。24歳で結婚。残業や休日出勤など厳しい職場でしたので、子育てと仕事の両立は難しいと、出産を機に新聞社を退職しました。生活は楽ではありませんでした。産後半年経って団体の書記になり、3人の子どもを育てました。給料が低だけでなく、遅配、欠配もあり食べていくのが精一杯の毎日。とても国民年金保険料を支払う余裕はなく、全額免除期間は127月、納付月数は44月です。

38歳の時、夫の仕事の関係で山口県から京都へ引っ越しました。仕事は大阪で、22年間にわたって労働組合の専従書記をしてきました。41歳のとき初めて厚生年金のある職場に勤めることができ、厚生年金226月を支払いました。夫の医療費や子どもたちの学費捻出のため、子どもたちが高校を卒業するまで小遣いらしきものもやれず、私自身、厳しい母親だともありました。

60歳で定年退職しましたが、夫はそれを待っていたかのように末期がんの宣告を受け、1年5か月の闘病生活を経て64歳で亡くなりました。今は市営住宅で一人暮らしをしています。夫の生前中も決して生活は楽ではありませんでしたが、夫婦合わせて月に約15万円の年金で何とか生活を送ることができました。10年前に突然夫が亡くなって1か月の生活費はそれまでの約半分の7万円余り（老齢基礎年金受給前のため）。年金だけでは食べていけず、貯金を毎月5万円余り取り崩しながら生活しています。「金の切れ目が、命の切れ目」と言いますが、ときどき貯金の残高を見ながら「あと何年生活できるだろう…」と逆算することがあります。

国連社会権規約委員会は日本政府に対して、高齢女性がとくに低年金であり、これを改善すること、最低保障年金制度をつくることなどを再三勧告しています。ところが日本の政府は何ら改善しようとしなければかりか、低年金者の年金からも一律に年金引き下げを行っています。もっと弱者に目を向けた温かい政治を強く望みます。

夫を亡くしたあと胃がんになり、定期的な検査や投薬など、いろいろと医療費がかさんでいます。領収書を元に計算したところ、平成25年度は3割負担で年間15万7,540円、26年度は途中から2割負担になりましたが、7万4,070円と医療費が生活に重くのしかかっています。そんな私を心配して、山口県にいる姉が夫の亡くなった後から2か月に1回、お米や日用品、衣類などを送り続けてくれており、とても助かっています。

しかし、「特例水準の解消」として2013年10月から1%減額になり、年間1万1,400円の引き下げは、生活苦にいつそう拍車をかけています。国保料、介護保険料天引き後の年金は1ヵ月約7万6,500円。単身の生活保護受給額約12万円を大きく下回っています。政府はこの逆転現象を利用して、生活保護費が基礎年金より高いのはおかしいと宣伝していますが、40年間国民年金保険料を払い続けた基礎年金の満額が月額6万5千円という実態こそおかしいのではないのでしょうか。しかも、年金引き下げはこれで終わるわけではありません。2015年4月からマクロ経済スライドが導入され、この先20年、30年と引き下げられていくのです。低所得者ほど負担の大きい逆進性課税である消費税は来年から10%への引き上げが予定されており、この先どうして暮らしていけばいいのでしょうか。心底、不安と怒りを感じます。

GDP3位の経済大国日本で、政府は「1億総老後崩壊」の時代を招こうというのでしょうか。「年寄りや死んでください国のため」と、かつて川柳に詠まれましたが、戦後復興の礎を築き、高度経済成長を支えてきた高齢者に対し、今の国の政治はあまりに冷たすぎます。

憲法25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記されています。私も家族旅行や観劇会、音楽会、美術館巡り、時には海外旅行など、一年に一つでも二つでも実現できればと思います。それには、最低でも月額15万円位の年金が必要です。全額国庫負担の最低保障年金制度の早期実現を切に願うものです。

憲法を暮らしに生かす原点を築いた「朝日訴訟」の一審「浅沼判決」では、「国民が単に辛うじて生物としての生存を維持できるという程度のものであるはずはなく、必ずや国民に『人間に値する生存』あるいは『人間としての生活』といい得るものを可能ならしめるような程度のものでなければならない」といっています。私は、この「朝日訴訟」の精神を引き継ぎ、「年金の引き下げは憲法25条違反であり、日本の最低生活保障とは何か」を原告の一人として強く国に訴えたいと思います。

また、司法に携わる裁判官の皆様が、憲法が国民の一人一人に生かされるよう、司法の良識を最大限生かされた判決をされるよう心からお願いするものです。